

山梨県消費者行政活性化基金事業の概要

1. 内 容

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、国の「地方消費者行政活性化交付金」の交付を受け、平成21年3月、山梨県消費者行政活性化基金（2億円）を設置した。

県では、平成24年度までの市町村プログラムも盛り込んだ「山梨県消費者行政活性化計画」を策定し、各年度の事業計画に基づき、基金を活用して、消費生活相談窓口の機能強化等の事業を実施してきた。

平成25年1月、国の経済対策による平成24年度補正予算に「地方消費者行政活性化交付金」60.2億円（基金の上積み分）が計上され、消費者行政活性化基金事業の実施期限が平成25年度末まで延長された。

2. 関係法規

- (1) 山梨県消費者行政活性化基金条例
- (2) 山梨県消費者行政活性化交付金市町村事業費補助金交付要綱
- (3) 地方消費者行政活性化基金交付要綱
- (4) 地方消費者行政活性化基金管理運営要領

3. 計画期間 平成21～25年度

4. 基金対象事業

地方自治体が消費者行政活性化事業に取り組むにあたり、国は7つの事業メニューを提示。

- (1) 消費生活相談機能整備・強化事業
- (2) 消費生活相談員養成事業
- (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業
- (4) 消費生活相談体制整備事業
- (5) 市町村の基礎的な取組に対する支援事業
- (6) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
- (7) 消費者安全法第46条第2項に基づく法定受託事務

5. 事業の執行状況 別紙のとおり

地方消費者行政活性化基金について

約223億円

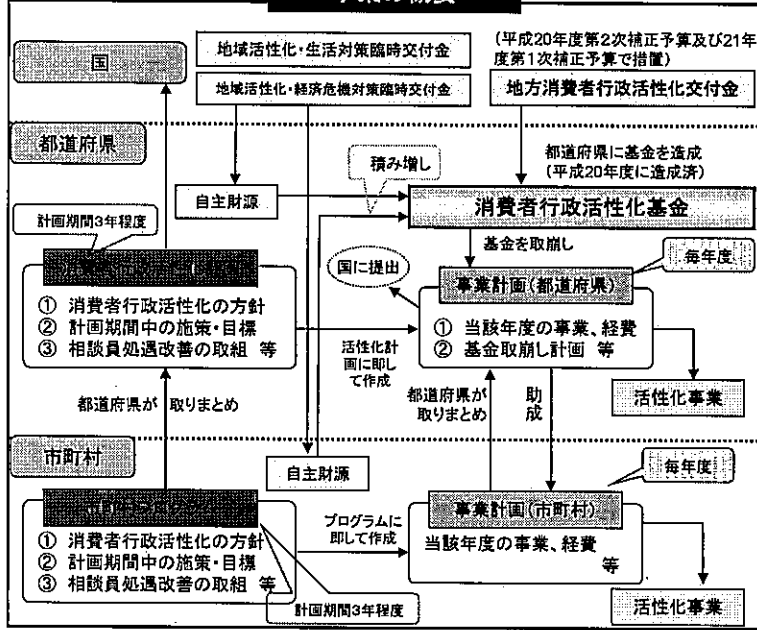
現状と課題

- 近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、消費者行政の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

事業の概要



支援メニュー

- ① 消費生活センター機能強化事業
消費生活センターの設置・拡充 等
- ② 消費生活相談スタートアップ事業
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- ③ 消費生活相談員養成事業
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- ④ 消費生活相談員等レベルアップ事業
相談員への研修開催、研修参加支援
- ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業
市町村が連携して相談事業を実施
- ⑦ 食品表示・安全機能強化事業
食品表示・安全分野の対応力を強化
- ⑧ 一元的相談窓口緊急整備事業
消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ⑨ 消費者教育・啓発活性化事業
消費者教育の強化
- ⑩ 商品テスト強化事業
商品テスト機器購入、テスト実施体制強化
- ⑪ 地方苦情処理委員会活性化事業
苦情処理委員会活性化の取組を支援
- ⑫ 消費者行政活性化オリジナル事業
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

地方消費者行政活性化基金の上積みについて

- 地方消費者行政の一層の充実を図るため、平成20年度に都道府県に造成した基金を上積みする。
- 消費者教育・啓発、商品テスト、苦情処理委員会の活性化に関するメニューを追加するとともに、消費者庁創設に伴い増大する事務を円滑に実施するための人的体制整備を支援(一元的相談窓口緊急整備事業)

消費者行政活性化のための基金の充実

- 各都道府県に設置されている消費者行政活性化のための基金(150億円)を上積みするため交付金を配分(21年度第1次補正予算)
- 相談員の処遇改善に積極的に取り組む地方公共団体には交付金を手厚く配分、基金取崩限度額を引上げ・撤廃
- 以下のメニューを新たに追加

新たな支援メニュー

⑨ 一元的相談窓口緊急整備事業

- ・“集中育成・強化期間”において消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ・相談員の配置、勤務時間・勤務日数の増加などに係る人件費

(参考)消費者庁創設に伴う新たな事務

- ① 消費者事故等の国への通知義務(消費者安全法案第12条)
- ② 共通電話番号加入による相談の増加
- ③ 消費者行政一元化に応じた相談対応の強化 など

⑩ 消費者教育・啓発活性化事業

- ・教育委員会や学校との連携強化など消費者教育の推進体制強化
- ・出前講座の実施や、地域の消費者リーダーの養成 など

⑪ 商品テスト強化事業

- ・商品テスト機器の購入
- ・商品テストの外部委託による実施 など

⑫ 地方苦情処理委員会活性化事業

- ・消費者に身近な裁判外紛争処理機関である苦情処理委員会の活性化
- ・委員会の開催、調査費 など

80億円

上積み

消費者行政活性化基金
(150億円)
20年度に都道府県に造成

“集中育成・強化期間”
(3年程度)で取崩し

「地域活性化・生活対策臨時交付金」、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、基金に上積みすることも可能

(参考)従来のメニュー

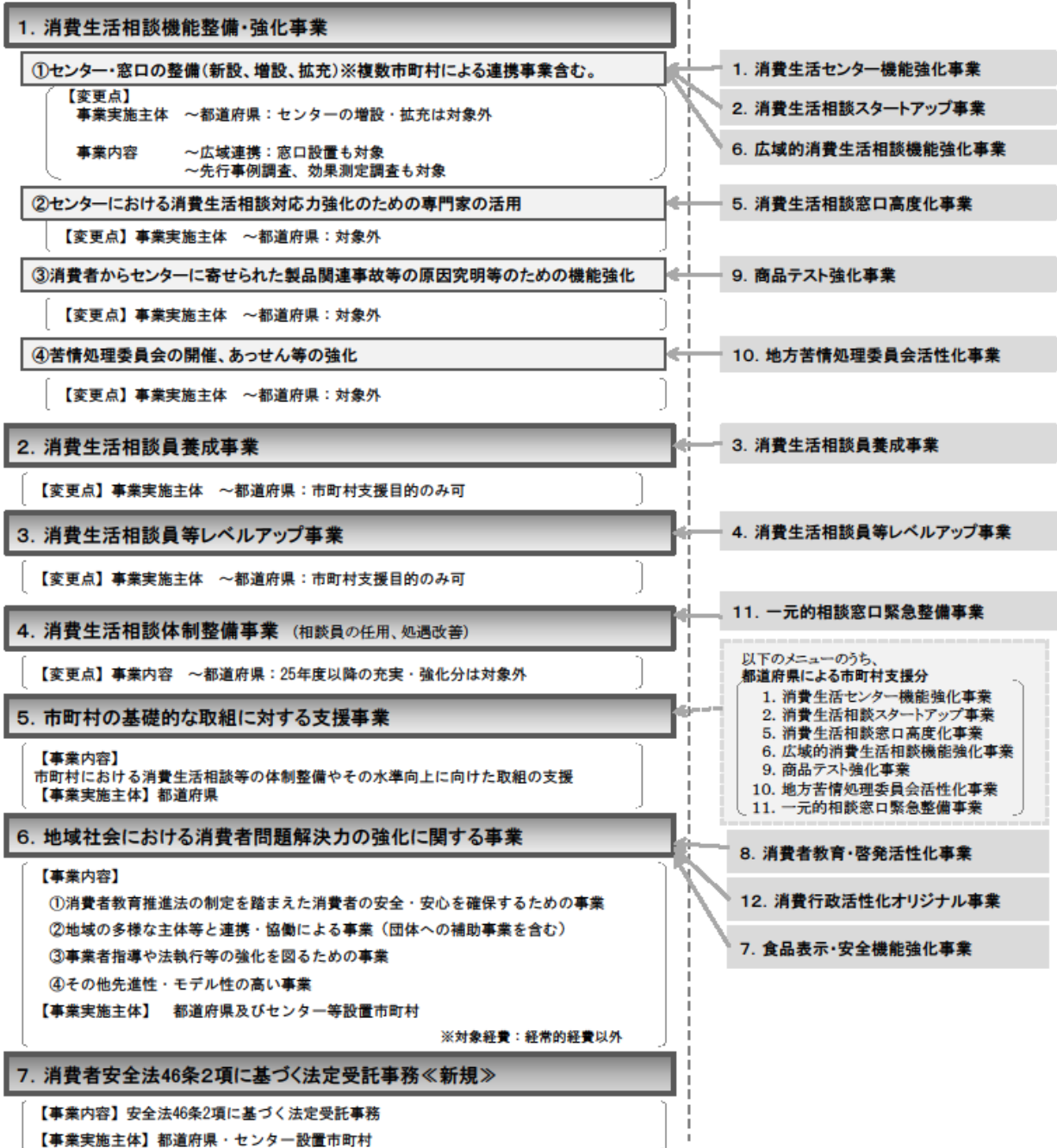
- ① 消費生活センター機能強化事業
消費生活センターの設置・拡充 等
- ② 消費生活相談スタートアップ事業
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- ③ 消費生活相談員養成事業
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- ④ 消費生活相談レベルアップ事業
相談員への研修開催、研修参加支援
- ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業
市町村が連携して相談事業を実施
- ⑦ 食品表示・安全機能強化事業
食品表示・安全分野の対応力を強化
- ⑧ 消費者行政活性化オリジナル事業
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

活性化基金の25年度以降の事業メニューについて ～現行との比較～

- ＜主な変更点＞
- 都道府県**
 - ・人的体制整備は25年度以降の増員分は市町村支援限定。(4.、5.)
 - ・センター設置、研修の実施等は市町村支援限定(1.～3.)
 - 市町村**
 - ・広域連携を窓口整備にも適用可(従前はセンターのみ)(1.①)

＜25年度～＞

＜現行＞



消費者行政活性化基金事業の執行状況について

(単位:円)

事業内容	H21決算	H22決算	H23決算	H24予算	合計
消費生活センター機能強化事業	4,331,250	2,960,475	1,975,948	4,371,000	13,638,673
プリンタ、モニター、机、椅子等センター備品	2,042,250	2,420,775	250,425	1,182,000	5,895,450
センター相談室防音工事、電話工事等	2,184,000		423,000		2,607,000
懸垂幕(県民生活センター、エクラン作成費、掲出料)		224,700	15,750	16,000	256,450
消耗品(プリンタインク)、印刷機リース等			971,773	1,222,000	2,193,773
バス車内アナウンス広告	105,000	315,000	315,000		735,000
消費生活相談窓口周知ポスター作成・掲出				1,951,000	1,951,000
消費生活相談員等レベルアップ事業	153,930	236,730	219,190	529,000	1,138,850
市町村対象 講師謝礼、会場使用料等	142,890	203,610	174,250	465,000	985,750
国セン等研修受講 参加旅費、負担金	11,040	33,120	44,940	64,000	153,100
消費生活相談員養成事業	0	9,911,738	0	0	9,911,738
消費生活相談員養成委託料		9,911,738			9,911,738
消費生活相談窓口高度化事業	210,000	504,000	252,000	305,000	1,271,000
相談員が弁護士に相談する委託料	210,000	504,000	252,000	252,000	1,218,000
広域的な相談(解決困難事例)弁護士電話相談				53,000	53,000
一元的相談窓口緊急整備事業	0	3,380,903	3,967,359	4,042,000	11,390,262
相談員報酬 共済費等(1名増員分)		3,380,903	3,967,359	2,317,000	9,665,262
報酬アップ 共済費分				1,725,000	1,725,000
消費者教育・啓発活性化事業	15,192,331	11,104,348	5,366,915	10,795,000	42,458,594
ラッピングバス運行 デザイン料、掲出料	3,848,250	2,320,500	2,320,500		8,489,250
高校三年生啓発チラシ	1,050,000	1,260,000	630,000	945,000	3,885,000
消費者団体地域講座委託料	600,000	900,000	900,000	600,000	3,000,000
消費者教育用リーフレット、DVD等		1,068,695	1,216,415	2,268,000	4,553,110
テレビCM放映費、出演者委託料	6,520,929	3,759,000			10,279,929
消費者被害防止のための新聞広告	724,500	724,500			1,449,000
架空請求等による被害防止広報啓発用DVD	2,448,652				2,448,652
視覚障害者用機器テルミー		94,800			94,800
エコライフ活動の推進活動		976,853	300,000		1,276,853
ケアマネジャーによる高齢者見守りチラシ				2,802,000	2,802,000
消費者団体啓発活動委託料(DVD、講座等)				4,180,000	4,180,000
消費者行政活性化オリジナル事業	4,450,556	1,983,975	2,950,200	1,492,000	10,876,731
かいじ号(特別号)の作成、配布	1,313,550				1,313,550
多重債務相談窓口広報事業ATM画面作成掲載料	1,491,000				1,491,000
シンポジウム講師・事例発表者謝金、会場使用料等	134,006				134,006
法執行用パソコン、携帯コピー機		169,575			169,575
消費生活ワイガヤ広場			300,000		300,000
消費生活に係る県民意識調査			1,743,000		1,743,000
休日の消費生活相談会	1,512,000	1,814,400	907,200	454,000	4,687,600
大判プリンタ・デジタルカメラ等備品整備				1,038,000	1,038,000
食品表示・安全機能強化事業	1,826,430	1,890,000	433,545	3,853,000	8,002,975
研修会講師謝礼、会場使用料等	178,980				178,980
適正表示チラシ作成	124,950				124,950
安全・安心な食を考えるシリーズDVD	1,522,500				1,522,500
新聞広告		1,890,000	329,175	919,000	3,138,175
食品表示チラシ			104,370		104,370
食の安全ポータルサイト構築				1,136,000	1,136,000
食の安全・安心普及事業リーフレット作成。説明会				665,000	665,000
食の安全・安心の確保に関する「かいじ号」特別号				633,000	633,000
食の安全・安心の確保に関する県取組み紹介小冊子				500,000	500,000
市町村消費者行政活性化事業費補助金	15,305,466	12,870,903	48,419,235	33,761,000	110,356,604
合計	41,469,963	44,843,072	63,584,392	59,148,000	209,045,427

平成25年度 消費者行政活性化基金事業について

予算額 44,018千円

- (1) 消費生活相談員等レベルアップ事業 1,027千円
- ・市町村消費生活相談担当者等の資質向上を図るための研修開催(930千円)
(専門機関へ委託 6日間)
 - ・県民生活センター職員の外部研修参加旅費 等 (97千円)
- (2) 消費生活相談体制整備事業 4,063千円
- ・専門の相談員の確保 (10名)
- (3) 市町村の基礎的な取組に対する支援事業 26,845千円
- ・市町村が実施する消費者行政活性化事業に必要な経費の補助
 - ・22市町村が実施予定 (早川町、身延町、西桂町、忍野村、富士河口湖町を除く)
- (4) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 12,083千円
- ・高齢者向け啓発：老人クラブ連合会へ啓発事業を委託(1,592千円)
(研修会開催、会報への啓発記事掲載 等)
 - ・若者への消費者教育：大学におけるシンポジウム等の開催(1,105千円)
 - ・一般消費者への啓発：①ショッピングセンター等における啓発キャンペーンの実施
(2,400千円)
②ラジオ広報(5分番組、年間50回) (2,850千円)
 - ・消費者教育推進協議会の設置・開催(1,120千円)
 - ・出前講座用啓発物品購入等(2,398千円)
 - ・エクラン懸垂幕取付け(5月：消費者月間)(16千円)
 - ・消費生活相談窓口運営のための消耗品等購入(602千円)

(参考)

※国の平成25年度当初予算(5億円：基金の上積み)について

(国の当初予算の成立は5月中旬の予定)

- 国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム
 - ・国から先駆的な政策テーマを提案し、地方自治体から事業計画を提出
 - ・国の交付決定後、県又は市町村が事業実施
 - ・事業終了後、報告書の提出を自治体から受け、消費者庁が取りまとめ・公表
- 国から提案する政策テーマ
 - ①風評被害の防止 ②消費者と事業者との協働支援 ③体系立った消費者教育の展開
 - ④悪質事業者の撃退 ⑤適格消費者団体設立の促進
- 県の対応
 - ・国が提案する具体的な政策テーマを検討し、執行可能な場合は対応する。